

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

(一) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定する。

(二) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定を取り消す。

二 内容

- (一) 指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）
特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会（熊谷市）
- (二) 指定を取り消す特定非営利活動法人の名称（所在地）
特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所（ときがわ町）
特定非営利活動法人越谷らるご（越谷市）

三 施行期日

- 一 (一) については、公布の日
- 二 (二) については、平成三十年六月二十九日